

長寿——479  
令和元年 5月30日

秋田県指定情報公表センター代表者  
介護医療院管理者様  
各 介護保険者

秋田県健康福祉部長寿社会課長  
(公印省略)

介護サービス情報公表制度における調査に関する指針の  
一部改正について(通知)

介護保険法施行規則の一部を改正する省令(平成31年厚生労働省令第35号)の施行による「介護サービス情報公表」制度の対象サービスとして「介護医療院サービス」、「(介護予防)短期入所療養介護」が追加されたこと等に伴い、介護保険法施行規則第140条の47の2の規定に基づき定める標記指針を別添のとおり改正したので通知します。

【改正内容】

別表区分の追加等所要の整備を行う。

連絡先  
秋田県健康福祉部長寿社会課  
介護保険班 堀江  
TEL: 018-860-1363  
FAX: 018-860-3867

# 介護サービス情報の公表制度における調査に関する指針

平成24年7月1日  
秋田県健康福祉部

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の47の2の規定に基づき、介護サービス情報の公表における調査等の実施に関する指針を次のとおり定める。

## 1 目的

この指針は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の35第3項の規定に基づき秋田県知事（以下「知事」という。）が行う介護サービス事業者（以下「事業者」という。）に対する介護サービス情報の公表の調査（以下「調査」という。）について、その適切な実施に必要な事項を定める。

## 2 調査の趣旨

介護サービスを利用し又は利用しようとする者（以下「利用者」という。）の適切かつ円滑な事業者の選択及び事業者に対する公平かつ平等な利用者による選択の機会の提供に資する介護サービス情報について、その精確性及び客観性を確保するとともに介護サービスの質の向上を図るため調査を実施する。

## 3 調査の対象

調査の対象とする事業所又は施設（計画の基準日前の1年間において秋田県国民健康保険団体連合会による介護報酬支払実績が100万円を超える介護サービスを行うものに限る。以下「事業所等」という。）は次に掲げるとおりとし、年度毎に知事が策定する報告・調査・公表に関する計画（以下「計画」という。）において調査を行う事業所等を定める。

- (1) 計画の基準日前の1年間において新規指定又は許可（以下「指定等」という。）を受けた事業所等にあっては、当該計画の年度及び翌年度。ただし、当該計画の年度にあっては、事業開始の日から6ヶ月を経過した日以降の日における運営情報の報告に基づき調査を行うものとする。
- (2) 計画年度の4月1日において既に指定等を受けている事業所等にあっては3年に1回（(1)に該当する事業所等を除く。）。
- (3) 事業者が希望したとき、その希望に係る事業所等。
- (4) 報告の内容に虚偽又は誤りのある疑いがある事業所等。
- (5) その他知事が必要と認める事業所等。

#### **4 一体的な報告及び調査を行う介護サービスの区分**

介護サービス事業者が別表に掲げる区分のいずれか1の区分に掲げる2以上の介護サービスを同一の事業所等において一体的に運営するときは、その事業所等の介護サービス情報の公表における報告及び調査は、それら2以上の介護サービスについて一括して行うものとする。ただし、当該事業所等の調査にあっては、主たるサービスの調査により、他のサービスの調査を行ったものとみなすことができる。

#### **5 経過措置**

この指針の施行に伴う平成24年度以降の制度の運営及び調査の実施を円滑に行うため、前記3に該当する場合の調査は、(1)による調査を行う場合又は(1)により調査を実施した年度から3年を経過しない場合を除き、次により行うものとする。

##### **(1) 平成24年度に調査対象とするもの**

報告を要する事業所等のうち、その主たる介護サービスに係る指定等の新しい順に、総事業所数の3分の1までを対象とする。

##### **(2) 平成25年度に調査対象とするもの**

報告を要する事業所等のうち、(1)により平成24年度の計画において調査を実施した事業所等を除き、その主たる介護サービスに係る指定等の新しい順に、総事業所数の2分の1までを対象とする。

##### **(3) 平成26年度に調査対象とするもの**

報告を要する事業所等のうち、(1)及び(2)により平成25年度までの計画において調査を実施した事業所等を除き、全ての事業所等を対象とする。

#### **附 則**

この指針は、平成25年5月1日より適用する。

#### **附 則**

この指針は、平成27年4月1日より適用する。

#### **附 則**

この指針は、平成28年4月1日より適用する。

#### **附 則**

この指針は、令和元年5月30日より適用する。

## 別表（一体的な報告及び調査を行う介護サービスの区分）

- ① 訪問介護、夜間対応型訪問介護
- ② 訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護
- ③ 訪問看護、介護予防訪問看護、指定療養通所介護
- ④ 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション
- ⑤ 通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、指定療養通所介護、地域密着型通所介護
- ⑥ 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、指定療養通所介護
- ⑦ 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）、介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）、特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（外部サービス利用型））、介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（外部サービス利用型））、地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）
- ⑧ 特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）、介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）、特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム（外部サービス利用型））、介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム（外部サービス利用型））、地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）
- ⑨ 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅））、介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅））、特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅（外部サービス利用型）））、介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅（外部サービス利用型）））、地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅））
- ⑩ 福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売
- ⑪ 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護
- ⑫ 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護
- ⑬ 介護老人福祉施設、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ⑭ 介護老人保健施設、短期入所療養介護（介護老人保健施設）、介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）
- ⑮ 介護医療院、短期入所療養介護（介護医療院）、介護予防短期入所療養介護（介護医療院）
- ⑯ 介護療養型医療施設、短期入所療養介護（療養病床を有する病院等）、介護予防短期入所療養介護（療養病床を有する病院等）
- ⑰ 定期巡回・隨時対応型訪問看護介護、訪問看護、介護予防訪問看護、指定療養通所介護
- ⑱ 看護小規模多機能型居宅介護、訪問看護、介護予防訪問看護、指定療養通所介護